

健感発0529第2号
令和2年5月29日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（以下「HER-SYS」という。）の運用を開始すること等に伴い、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」等について、下記の通り取り扱うこととしているため、その内容を了知の上、関係各所への周知を図られたい。

記

- 1 「感染症発生動向調査事業実施要綱」について、別紙のとおり改正し、令和2年5月29日より適用すること。
- 2 「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和2年2月12日健感発0212第3号）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく積極的疫学調査にかかる国への報告として、新型コロナウイルス感染症と診断された者に関する情報等について、退院するまでの間、Excelファイルによる情報提供を依頼していたが、HER-SYSの運用を開始することに伴い、令和2年5月29日以降は、同システムへの入力をもって当該情報提供を行ったものとして取り扱うこと。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 (略)</p> <p>第3 実施主体 (略)</p> <p>第4 実施体制の整備 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症（第2の(114)を除く。）</u></p> <p>2 <u>(114) 新型コロナウイルス感染症</u></p> <p>(1) <u>調査単位及び実施方法</u></p> <p>ア <u>診断した医師</u> <u>(114) 新型コロナウイルス感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき、直ちに最寄りの保健所に届出を行う。当該届出は、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(以下「HER-SYS」という。)への入力により行うことを基本とするが、HER-SYSの入力環境がない場合には、最寄りの保健所が定める方法により行って差し支えない。</u></p> <p>イ <u>検体等を所持している医療機関等</u> <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあつては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。</u></p>	<p style="text-align: center;">感染症発生動向調査事業実施要綱</p> <p>第1 趣旨及び目的 (略)</p> <p>第2 対象感染症 (略)</p> <p>第3 実施主体 (略)</p> <p>第4 実施体制の整備 (略)</p> <p>第5 事業の実施</p> <p>1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86))、<u>新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症</u></p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>ウ 保健所</p> <p>① <u>届出を受けた保健所は、直ちに届出内容の確認を行うとともに、診断した医師の医療機関に HER-SYS の入力環境がない場合には、当該届出内容を HER-SYS に入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u></p> <p>② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</u></p> <p>③ <u>保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。</u></p> <p>エ 地方衛生研究所等</p> <p>① <u>地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果について、HER-SYS への入力等により、診断した医師、保健所、都道府県等の本庁、地方感染症情報センター又は中央感染症情報センター等に対して、情報共有する。加えて、詳細な病原体情報等については、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに報告する。(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</u></p> <p>② <u>検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u></p> <p>③ <u>地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。</u></p> <p>オ 国立感染症研究所</p> <p><u>国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果について、HER-SYS への入力等により当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターに情報共有す</u></p>	

改正後	現行
<p>る。なお、詳細な病原体情報等については、別記様式により当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。</p> <p>カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター</p> <p>① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所等によってHER-SYSに入力された情報について、確認を行う。</p> <p>② 地方感染症情報センターは、HER-SYSの活用等により、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される都道府県情報、全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>③ 基幹地方感染症情報センターは、HER-SYSの活用等により、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を公表される都道府県情報、全国情報と併せて、ホームページへの掲載等の適切な方法により、保健所等の関係機関に提供・公開する。</p> <p>キ 中央感染症情報センター</p> <p>① 中央感染症情報センターは、HER-SYSの活用等により、全国情報を分析するとともに、その結果について、ホームページへの掲載等の適切な方法により、都道府県等に提供する。</p> <p>② 中央感染症情報センターは、エの①により報告された病原体情報及びオに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果について、ホームページへの掲載等の適切な方法により、都道府県等に提供する。</p> <p>ク 都道府県等の本庁</p> <p>都道府県等の本庁は、保健所等がHER-SYSに入力した情報、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</p> <p>ケ その他</p>	

改正後	現行
<p><u>病原体検査を行政検査として医療機関に委託している場合には、当該医療機関において、保健所及び都道府県等に必要な情報共有を行うこと。当該情報共有は、HER-SYS への入力により行うことを基本とすること。</u></p>	
<p><u>3</u> 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。） （略）</p>	<p><u>2</u> 全数把握対象の五類感染症（第2の(75)、(85)及び(86)を除く。） （略）</p>
<p><u>4</u> 定点把握対象の五類感染症 （略）</p>	<p><u>3</u> 定点把握対象の五類感染症 （略）</p>
<p><u>5</u> 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （略）</p>	<p><u>4</u> 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 （略）</p>
<p><u>6</u> オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 （略）</p>	<p><u>5</u> オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 （略）</p>
<p><u>7</u> その他 （略）</p>	<p><u>6</u> その他 （略）</p>
<p>第6 費用 （略）</p>	<p>第6 費用 （略）</p>
<p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 （中略） この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、令和2年5月29日から施行する。</u></p>	<p>第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。 この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 （中略） この実施要綱の一部改正は、平成30年3月1日から施行する。</p>